

第54期  
定時株主総会

招 集  
ご 通 知

Ⅰ 開催日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時

Ⅰ 開催場所

兵庫県姫路市下寺町43番地

姫路商工会議所 5階 501号室

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

Ⅰ 議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

Ⅰ 目 次

第54期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	6
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告	27

【株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、事前の議決権行使にご協力いただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。  
なお、本総会における感染拡大防止のための対応は2ページをご確認ください。

証券コード 7444  
2021年6月11日

株 主 各 位

兵庫県姫路市飾東町庄313番地  
ハリマ共和物産株式会社  
代表取締役社長 津 田 信 也

## 第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市下寺町43番地  
姫路商工会議所 5階 501号室  
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第54期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第54期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.harimakb.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載

しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれておりません。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.harimakb.co.jp>) に掲載させていただきます。

## 【本総会における新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ】

- ◎新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本総会におきましては、当日のご出席を見合わせ、書面により事前に議決権をご行使されますことを強くご推奨申し上げます。  
**【議決権行使期限】2021年6月28日（月曜日）午後5時20分到着分まで**
- ◎株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。  
ご高齢の株主様、基礎疾患がおありの株主様、妊娠中の株主様、体調がすぐれない株主様は、当日のご出席について慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。  
ご来場の株主様で体調がすぐれないようにお見受けした方には、お声かけのうえ、議場へのご入場をお控えいただくことがございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます
- ◎株主総会当日の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、アルコール消毒液の配備、スタッフのマスク着用等の感染拡大防止のための措置をとらせていただきます。
- ◎今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.harimakb.co.jp>) でお知らせいたしますのでご確認ください。
- ◎昨年より、株主総会にご来場いただきました株主様へのお土産を取り止めとさせていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

# [議決権行使についてのご案内]

## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
ください。(ご捺印は不要です)

日時  
2021年6月29日(火曜日)  
午前10時



## 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、  
切手を貼らずにご投函ください。  
(下記の行使期限までに到着するよう  
ご返送ください)



議決権行使期限 2021年6月28日(月曜日) 午後5時20分(到着分) まで

## 議決権行使書のご記入方法

議決権行使書


こちらを切り取って  
ご返送ください。

各議案の賛否を  
ご記入ください。

賛成の場合 → 賛 に○印

反対の場合 → 否 に○印

※各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、内部留保を充実しつつ、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針を堅持しつつ、利益水準や配当性向を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき1円増配し、金39円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は209,594,619円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月30日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 800,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 800,000,000円

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山本美比古氏が辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
伊藤進介 (1956年5月3日生)	1979年3月 大鵬薬品工業株式会社入社 2002年1月 同社役員待遇大阪支店長 2009年1月 同社執行役員人事部長 2016年5月 岡山大鵬薬品株式会社人事担当部長 (現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤進介氏は、社外監査役候補者であります。
3. 伊藤進介氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたる経営者としての豊富な経験と知見を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
4. 伊藤進介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以上

(添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した経済活動が一旦回復の兆しを見せたものの、秋以降第3波とみられる感染拡大があり、緊急事態宣言が再発出されるなど依然厳しい状況にあります。同感染症の収束が見通せないことから不要不急の外出の自粛傾向は継続し、観光業界や運輸業界、外食業界など様々な産業に業績の悪化をもたらし続けています。またそれに伴う労働者の所得低下もあり、経済動向の不確実性は強まったままであります。

当流通業界におきましては、不要不急の外出自粛、テレワークの推進、在宅での学習などの新しい生活様式の導入により消費スタイルが大きく変化し、オンラインでの販売や1ヶ所でのまとめ買いなどの巣ごもり需要に対応することで収益機会が増える一方、訪日外国人の激減によるインバウンド消費の落ち込みや、企業業績の悪化に伴う所得低下を受けて消費者の節約志向が強まるなど、今後の収益が見通しづらい状況となっています。

こうした状況下において、当社グループは卸売業の保有する商流・物流・商品開発・情報・金融など様々な機能を活かし、時代とともに変化する卸売業への要請に応えるべく、全社一丸となって取り組んでまいりました。中でも商流・物流のネットワークにおいては、取引先の要望にスピーディに対応できる体制を整えるとともに、商流・物流一体となった総合的な流通サービスの提案を推し進めてまいりました。また、新型コロナウイルスなどの感染症から従業員の安全を確保するべく、労働環境の整備や衛生管理を徹底し、卸売業としての社会的使命を継続して果たせる体制づくりを進めております。

上記の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は新型コロナウイルス感染症の影響による衛生用品の需要増加が継続し、またまとめ買いによる生活必需品の販売拡大も寄与して54,477百万円(前連結会計年度比5.1%増)となりました。一方利益面は、売上高増加による売上総利益の拡大があったものの、物流センターにおける人件費の増加や、物流拠点を増設したことに伴う固定費の発生等が影響して販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は1,558百万円(前連結会計年度比2.1%減)、経常利益は1,726百万円(前連結会計年度比1.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,162百万円(前連結会計年度比2.8%減)となりました。

招集  
通知

株主  
総会  
参考  
書類

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額（固定資産の取得に該当するもの）は166百万円でした。その主なものは、各物流センター建物の電気、空調等の設備増強で48百万円、配送車両、運搬用リフトの購入で41百万円、ソフトウェアの機能追加で32百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資に係る所要資金は、自己資金を充当いたしました。

## (4) 対処すべき課題

今後の国内経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大がいつまで継続するか大きく影響を受けると考えられ、少なくとも現在進められているワクチン接種の効果が表れるまでは生産や消費の先行きは不透明な状況が継続すると思われます。また、現在までの同感染症拡大に伴う経済活動の停滞によって企業収益は悪化しており、その影響で個人の所得環境や雇用環境は厳しい状況が続き、消費者の生活防衛意識は大きく高まっております。その中で当流通業界においては、依然として続く人件費の上昇や物流費の高騰に加え、インターネット通販を含む小売業間の競争も激しさを増しており、当社を取り巻く経営環境は厳しい状態が続くと予想されます。

このような状況のもと当社グループは、卸売業が持つ様々な機能をより強化するとともに、商流・物流一体となった提案を推し進めることにより取引先の利益拡大に貢献し、またグループとしての収益の拡大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第51期 (2018年3月期)	第52期 (2019年3月期)	第53期 (2020年3月期)	第54期 (2021年3月期)
売上高(百万円)	46,967	48,230	51,829	54,477
経常利益(百万円)	1,940	1,737	1,757	1,726
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,345	1,198	1,196	1,162
1株当たり当期純利益(円)	250.54	223.12	222.67	216.34
純資産(百万円)	16,693	17,489	18,341	20,139
総資産(百万円)	24,501	24,817	26,459	28,435

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第51期 (2018年3月期)	第52期 (2019年3月期)	第53期 (2020年3月期)	第54期 (2021年3月期)
売上高(百万円)	45,126	46,232	49,647	52,075
経常利益(百万円)	1,832	1,615	1,565	1,475
当期純利益(百万円)	1,292	1,146	1,101	1,036
1株当たり当期純利益(円)	240.63	213.30	205.02	192.89
純資産(百万円)	15,501	16,242	16,994	18,658
総資産(百万円)	22,926	23,218	24,679	26,573

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ブルーム	20百万円	100.0%	一般貨物自動車運送業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) **主要な事業内容** (2021年3月31日現在)

当社グループは、主として日用消費財の卸売や、卸売業の機能を活かした物流業務受託を行っております。当社グループは卸売事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

(8) **主要な営業所及び物流センター** (2021年3月31日現在)

① **当社の主要な事業所**

当社本社 兵庫県姫路市  
営業拠点 東京 (東京都台東区)、名古屋 (名古屋市北区)、  
大阪 (大阪市淀川区)  
物流センター 宮城 (宮城県加美郡)、下妻 (茨城県下妻市)、  
甲府 (山梨県甲府市)、川越 (埼玉県川越市)、  
大口 (愛知県丹羽郡)、小牧 (愛知県小牧市)、  
滋賀 (滋賀県長浜市)、高槻 (大阪府高槻市)、  
加西 (兵庫県加西市)、姫路 (兵庫県姫路市)、  
福崎 (兵庫県神崎郡)、鳥栖 (佐賀県鳥栖市)

② **主要な子会社の事業所**

株式会社ブルーム

兵庫県姫路市、愛知県丹羽郡、大阪府高槻市、  
兵庫県加西市

(9) **使用人の状況** (2021年3月31日現在)

① **企業集団の使用人の状況**

使用人数 (人)	前連結会計年度末比増減 (人)
193 (896)	15増 (253増)

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、臨時使用人数は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。  
2. 臨時使用人数が前期末と比べて253人増加しておりますが、その主な理由は、鳥栖物流センターでの直接雇用への変更によるものです。

② **当社の使用人の状況**

使用人数(人)	前事業年度末比増減 (人)	平均年齢	平均勤続年数
178 (584)	16増 (166増)	40.7歳	16.0年

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、臨時使用人数は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。  
2. 平均年齢、平均勤続年数は、正社員のみので平均値を記載しております。

3. 臨時使用人数が前期末と比べて166人増加しておりますが、その主な理由は、鳥栖物流センターでの直接雇用への変更によるものです。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 伊 予 銀 行	110百万円
株 式 会 社 広 島 銀 行	50百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	50百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	50百万円

- (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,441,568株 (自己株式67,347株を含む)  
 (3) 株主数 762名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
津 田 物 産 株 式 会 社	1,818,280株	33.83%
株 式 会 社 西 松 屋 チ ェ ー ン	331,200株	6.16%
株 式 会 社 広 島 銀 行	195,360株	3.63%
ハ リ マ 持 株 会	193,140株	3.59%
津 田 信 也	159,120株	2.96%
株 式 会 社 み な と 銀 行	150,000株	2.79%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES F U N D	150,000株	2.79%
津 田 隆 雄	122,100株	2.27%
津 田 則 子	75,200株	1.39%
津 田 侑 紀	68,400株	1.27%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	津田隆雄	
代表取締役社長	津田信也	
常務取締役	中尾伸太郎	サードパーティ・ロジスティクス事業部長 株式会社ブルーム代表取締役 アットスタッフ株式会社代表取締役
取締役	三輪正俊	マネジメントサポート本部長
取締役	藤原稔也	ホールセール事業部長
取締役	土屋匡輝	物流管理第2グループ グループマネージャー
取締役	前原啓二	公認会計士・税理士
常勤監査役	西川和紀	
監査役	山本美比古	弁護士
監査役	谷林一憲	弁護士

- (注) 1. 取締役前原啓二氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役山本美比古氏及び谷林一憲氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役前原啓二氏、監査役山本美比古氏及び谷林一憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額  
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	158,658 (3,300)	140,550 (3,300)	18,108 (-)	7 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,550 (4,800)	8,400 (4,800)	150 (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	167,208 (8,100)	148,950 (8,100)	18,258 (-)	10 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1991年4月20日開催の第24期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名です。また、株式報酬として、2018年6月28日開催の第51期定時株主総会にて可決されました譲渡制限付株式報酬制度を導入しております（社外取締役は対象外）。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1991年4月20日開催の第24期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
4. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額18,258千円（取締役6名に対し18,108千円、監査役1名に対し150千円）。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬に関する方針  
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社の水準、当社の業績、従業員水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。  
役員退職慰労金は、基本報酬、役位、在任年数に応じて退任時に支給するものとする。
- b. 業績連動報酬等に関する方針  
該当事項はありません。
- c. 非金銭報酬等に関する方針  
非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上に向けた取組みや株主の皆様とより一層の価値共有を促進することを目的とする譲渡制限付株式報酬とし、当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、当社普通株式を交付するものとする。その額は取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して年額50,000千円以内とする。
- d. 上記のほか報酬等の決定に関する事項  
取締役の個人別の基本報酬額については、代表取締役社長が担当業務、当社の実績、貢献度合い等を総合的に勘案して取締役会に提案し、審議のうえ決議するものとする。  
譲渡制限付株式報酬は、取締役会において各取締役の割当株式数を決議するものとする。

## 二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役津田信也氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

## ホ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (3) 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役前原啓二氏は、当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。  
当事業年度においては、当社の会計監査人以外の独立した立場から監査部門への助言・指導を行いました。

- ・監査役山本美比古氏は、当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会6回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役谷林一憲氏は、当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会6回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。



## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

#### ① 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 誠実かつ公正な企業活動を通じて社会的責任を果たすとともに、社会生活においても法令・社会倫理等を遵守し、社会的規範に沿った良識ある行動をとるための行動規範を制定します。
- (2) コンプライアンスの確実な実行のため、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、その委員は当社グループの取締役並びに執行役員で構成し、遵守事項の審議、活動方針策定、コンプライアンスに反する事案の聴取、調査等を行います。
- (3) コンプライアンス推進部門は総務人事チームとし、その推進責任者はマネジメントサポート本部長が務めます。その推進にあたっては、各事業部長を推進担当者とし、コンプライアンスに関する相談窓口、啓蒙活動、委員会への報告等をその役割とします。
- (4) 当社グループの取締役及び使用人により、コンプライアンスに反する行為又は反する恐れがある場合は、通報窓口へ通報することとし、通報者が不利益な取り扱いを受けないように努めます。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、別途定める「文書管理規程」に則り、適正に保存・管理します。
- (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとします。

#### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理についての基本方針の決定、推進体制の整備等、全社的な統括業務はマネジメントサポート本部長が行います。

- (2) グループ会社を含めた事業部毎のリスク管理については、各事業部長をリスク管理に関する統括責任者とし、現規程を遵守するとともに、現規程以外に新たに発生したリスクについては、分析・評価した上で新たに規則・マニュアルの作成、研修の実施等を行い、事業部毎のリスク管理体制を確立します。
- (3) 不測の事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止めるための危機管理体制を整備します。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- (1) 毎月1回定例取締役会を開催し、経営に係る重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- (2) 各取締役の業務執行については、取締役会規則及び業務分掌規程並びに職務権限規程に基づき権限と責任等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制とします。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- (1) 当社及び子会社から成る企業集団の管理は、別途定める「関係会社管理規程」に則り、マネジメントサポート本部長が統括します。
- (2) 当社の取締役等がグループ会社の役員に就任し、情報の共有を図るとともに、グループ会社の経営に関する監督機能及び経営管理体制の強化を図ります。
- (3) 当社内部監査室は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役及び監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は必要に応じて使用人を配置します。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- (1) 監査役を補助すべき期間中、監査役職務を補助すべき使用人の指揮権は監査役に移譲するものとします。
- (2) 監査役職務を補助すべき使用人に対する人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役の同意を要するものとします。

**⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**

- (1) 監査役は当社及び当社子会社の取締役会その他の重要な会議において、経営及び業務上の重要な事項の報告を受けるものとします。
- (2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、不正行為並びに法令及び定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとします。

**⑨ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

**⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

**⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、適正な職務遂行のために会計監査人、当社及び当社子会社の取締役と情報交換に努めるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図ります。

**⑫ 財務報告の適正性を確保するための体制**

当社は、当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る適正な内部統制システムを整備するとともに、その整備及び運用状況を継続的に評価し、必要があれば速やかに是正措置を行うものとします。

**⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況**

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「コンプライアンス行動基準」に反社会的勢力との関係を一切遮断する旨を規定しており、これらの勢力と一切関係を持ちません。

- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は企業防衛協議会に加盟し、関連情報を収集して不測の事態に備えるとともに、反社会的勢力から接触を受けたとき、不当な要求等を受けたときは、ただちに警察等しかるべき外部機関と連携して組織的に対処いたします。その対応は総務人事チームが統括して行います。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

毎月1回定例取締役会を開催（当期は12回開催）し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の迅速な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に基づいて監査を実施し、取締役会に出席するほか、取締役、内部監査室等からその職務執行状況を聴取し、重要な計算書類等を閲覧し、取締役の職務執行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為等を監視しております。

法令・社会倫理等を遵守し、社会的規範に沿った良識ある行動をとるための行動規範である「コンプライアンス行動基準」を制定しており、入社時に使用人全員に「誓約書」の提出を求めるとともに、新事業年度開始時に全役職員に回覧して周知しております。

内部監査室は、監査計画に基づいて、内部統制の整備・運用状況の評価を行うとともに、リスク管理状況等の内部監査を実施しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>[15,739,119]</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>[7,036,571]</b>
現金及び預金	3,214,183	支払手形及び買掛金	4,849,177
受取手形及び売掛金	8,494,936	短期借入金	290,000
電子記録債権	946,213	未払法人税等	314,262
商 品	2,145,546	賞与引当金	58,182
前 渡 金	531,130	そ の 他	1,524,948
そ の 他	407,110	<b>【固定負債】</b>	<b>[1,259,126]</b>
貸倒引当金	△0	繰延税金負債	139,427
<b>【固定資産】</b>	<b>[12,695,997]</b>	再評価に係る繰延税金負債	225,761
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(8,474,412)</b>	役員退職慰労引当金	346,234
建物及び構築物	2,675,071	退職給付に係る負債	451,764
機械装置及び運搬具	1,365,905	そ の 他	95,938
工具、器具及び備品	125,525	<b>負債合計</b>	<b>8,295,697</b>
土地	4,304,789	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	3,120	<b>【株主資本】</b>	<b>[19,232,958]</b>
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(94,565)</b>	資 本 金	719,530
ソフトウェア	81,152	資本剰余金	750,988
そ の 他	13,413	利益剰余金	17,820,565
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(4,127,020)</b>	自 己 株 式	△58,125
投資有価証券	2,616,818	<b>【その他の包括利益累計額】</b>	<b>[886,937]</b>
長期貸付金	1,211	その他有価証券評価差額金	949,579
繰延税金資産	17,794	土地再評価差額金	△62,642
そ の 他	1,504,346	<b>【非支配株主持分】</b>	<b>[19,524]</b>
貸倒引当金	△13,150	<b>純資産合計</b>	<b>20,139,419</b>
<b>資産合計</b>	<b>28,435,117</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>28,435,117</b>

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	54,477,584
売上原価	47,851,539
売上総利益	6,626,045
販売費及び一般管理費	5,067,599
営業利益	1,558,446
営業外収益	174,237
受取利息及び配当金	49,535
業務受託手数料	38,917
保険解約返戻金	35,618
その他	50,166
営業外費用	6,619
支持分法による投資損失	1,522
経常利益	5,096
特別利益	1,726,065
固定資産売却益	1,027
税金等調整前当期純利益	1,027
法人税、住民税及び事業税	1,727,092
法人税等調整額	564,364
法人税等合計	△7,674
当期純利益	556,689
非支配株主に帰属する当期純利益	1,170,402
親会社株主に帰属する当期純利益	7,717
	1,162,684

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	719,530	750,988	16,862,102	△58,043	18,274,577
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△204,222		△204,222
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,162,684		1,162,684
自己株式の取得				△81	△81
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	958,462	△81	958,381
当連結会計年度末残高	719,530	750,988	17,820,565	△58,125	19,232,958

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 金 差 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	117,663	△62,642	55,020	11,806	18,341,404
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△204,222
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,162,684
自己株式の取得					△81
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	831,916		831,916	7,717	839,634
当連結会計年度変動額合計	831,916	-	831,916	7,717	1,798,015
当連結会計年度末残高	949,579	△62,642	886,937	19,524	20,139,419

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>[14,471,700]</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>[6,691,857]</b>
現金及び預金	2,822,212	電子記録債権	58,056
受取手形	7,570	買掛金	4,805,584
電子記録債権	419,386	短期借入金	290,000
売掛金	8,137,561	未払法人税等	244,082
商前品	2,145,546	賞与引当金	51,684
その他の金	531,130	その他	1,242,448
貸倒引当金	408,292	<b>【固定負債】</b>	<b>[1,222,286]</b>
	△0	繰延税金負債	139,427
<b>【固定資産】</b>	<b>[12,101,326]</b>	再評価に係る繰延税金負債	225,761
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(7,898,188)</b>	退職給付引当金	414,924
建物	2,549,217	役員退職慰労引当金	346,234
構築物	69,532	その他	95,938
機械及び装置	1,007,843	<b>負債合計</b>	<b>7,914,144</b>
車両運搬具	34,502	<b>純資産の部</b>	
工具、器具及び備品	124,298	<b>【株主資本】</b>	<b>[17,771,945]</b>
土地	4,109,674	資本金	719,530
建設仮勘定	3,120	資本剰余金	750,988
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(90,531)</b>	資本準備金	690,265
電話加入権	4,636	その他資本剰余金	60,723
ソフトウェア	78,188	自己株式処分差益	60,723
その他	7,707	<b>利益剰余金</b>	<b>16,359,552</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(4,112,605)</b>	利益準備金	179,882
投資有価証券	2,548,343	その他利益剰余金	16,179,670
関係会社株式	49,389	別途積立金	14,800,000
出資	43	繰越利益剰余金	1,379,670
従業員長期貸付金	1,211	<b>自己株式</b>	<b>△58,125</b>
関係会社長期貸付金	50,000	<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>[886,937]</b>
その他の他	1,476,767	その他有価証券評価差額金	949,579
貸倒引当金	△13,150	土地再評価差額金	△62,642
<b>資産合計</b>	<b>26,573,027</b>	<b>純資産合計</b>	<b>18,658,882</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>26,573,027</b>

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損 益 計 算 書

( 2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	52,075,419
売 上 原 価	45,742,411
売 上 総 利 益	6,333,008
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,123,749
営 業 業 利 益	1,209,258
営 業 外 収 益	268,033
受 取 利 息	15,302
受 取 配 当 金	122,323
業 務 受 託 手 数 料	48,841
保 険 解 約 返 戻 金	32,735
そ の 他	48,830
営 業 外 費 用	1,522
支 払 利 息	1,522
経 常 利 益	1,475,769
税 引 前 当 期 純 利 益	1,475,769
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	439,000
法 人 税 等 調 整 額	148
法 人 税 等 合 計	439,148
当 期 純 利 益	1,036,621

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本															
	資本金	資 本			利 益			余 金			自 株	己 式	株 資 合	主 本 計		
		資 準	本 金	そ の 資 利	の 余 本 金	資 利 合	余 本 金 計	利 準	益 金	の 余 金						
										利 益					の 余	他 金
別 積 立	途 金	繰 越 利 益	利 益 金	利 益 合 計	利 益 合 計	利 益 合 計	利 益 合 計	利 益 合 計								
当 期 首 残 高	719,530	690,265	60,723	750,988	179,882	13,800,000	1,547,271	15,527,153	△58,043	16,939,628						
当 期 変 動 額																
別 途 積 立 金 の 積 立 て						1,000,000	△1,000,000	—					—			
剰 余 金 の 配 当							△204,222	△204,222					△204,222			
当 期 純 利 益							1,036,621	1,036,621					1,036,621			
自 己 株 式 の 取 得												△81	△81			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )																
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	1,000,000	△167,600	832,399	△81	832,317						
当 期 末 残 高	719,530	690,265	60,723	750,988	179,882	14,800,000	1,379,670	16,359,552	△58,125	17,771,945						

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高				16,994,648
当 期 変 動 額	117,663	△62,642	55,020	
別 途 積 立 金 の 積 立 て				—
剰 余 金 の 配 当				△204,222
当 期 純 利 益				1,036,621
自 己 株 式 の 取 得				△81
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	831,916		831,916	831,916
当 期 変 動 額 合 計	831,916	—	831,916	1,664,234
当 期 末 残 高	949,579	△62,642	886,937	18,658,882

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

ハリマ共和物産株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森村圭志 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福井さわ子 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハリマ共和物産株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハリマ共和物産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

ハリマ共和物産株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 森村圭志 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 福井さわ子 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハリマ共和物産株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

2021年5月14日

ハリマ共和物産株式会社

代表取締役社長 津田 信也 殿

ハリマ共和物産株式会社 監査役会

常勤監査役 西川 和紀 ㊞

社外監査役 山本 美比古 ㊞

社外監査役 谷林 一憲 ㊞

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。



- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

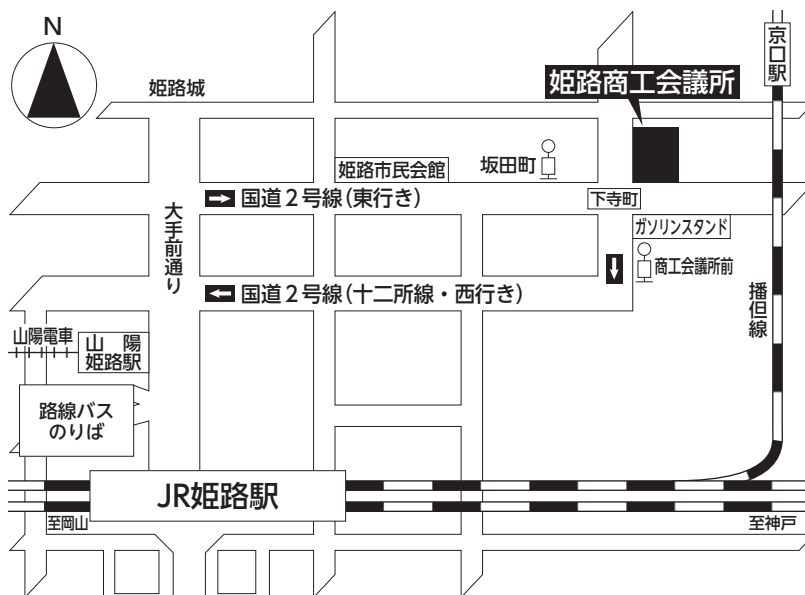
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内略図

会場 兵庫県姫路市下寺町43番地  
姫路商工会議所 5階 501号室  
TEL 079-223-6551



### 【交通機関】

J R 姫路駅より北バスターミナル

- ⑮のりば 夕陽ヶ丘、鹿島神社行き  
坂田町バス停下車、東へ約150m
- ⑯のりば 商工会議所前経由日出町行き  
商工会議所前バス停下車、北へ約100m